

コンサルティングおよびサイバーセキュリティ サービスに関する取引条件

本取引条件は、イータス株式会社（神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-5）（以下、「プロバイダ」）がコンサルティングおよびサイバーセキュリティサービスを顧客（以下、「お客様」）に提供する場合に適用されます。

1. 契約の対象

- 1.1 本取引条件は、プロバイダが提供するコンサルティングおよびサイバーセキュリティサービス（侵入テスト、セキュリティリスク分析、セキュリティコンセプト作成など。以下、「本サービス」）を対象とします。目的、対象事項、範囲、内容、場所、専門家および技術的枠組みの条件、ならびに作業および／またはサービスに支払うべき対価など、履行の詳細については、プロバイダとお客様間で別文書にて同意するものとします。
- 1.2 提案書に別途明示的な記載がない限り、プロバイダは本サービスを提供する義務を負いません。
- 1.3 本取引条件から逸脱する条件に関しては、書面での同意が必要です。
- 1.4 本サービスは、合意された目的のみに提供されます。当該目的は製品の **Statement of Work** や製品ユーザーマニュアル（www.etas.com/manuals）あるいは製品またはサービス概要にて定義され、企業間（B2B）取引に限定されます。書面（**Statement of Work** など）による明示的な別段の合意がない限り、本サービスは、プロバイダが納入する場所（国）で使用する場合にのみ有効です。
- 1.5 本取引条件に反する、または本取引条件の補足となるお客様の条件は無効とします。お客様の注文書または他のいかなる文書に記載される場合も、プロバイダがその適用について明示的に異議を唱えなかった場合も、お客様が提示する条件は適用されないものとします。
- 1.6 本取引条件は、両当事者が他の契約条件に同意しない限り、今後提供される本サービスの全てに適用されるものとします。

2. 作業および／またはサービスの提供

- 2.1 プロバイダは本サービスの提供を計画し、プロバイダの従業員に指示を出す権利を有しています。これは、そうした作業および／またはサービスがお客様の施設にて提供される場合にも適用されます。

- 2.2 プロバイダは、プロバイダとお客様間で合意されたサービスを提供するために、下請業者（関連会社および第三者）に業務委託する権利を有するものとします。本サービスの履行のためにお客様が保有する秘密情報および秘密文書を開示または閲覧可能にする必要がある限り、お客様は下請業者に対してサービスの提供目的での閲覧を許可することに同意するものとします。かかる情報の伝達に先立ち、プロバイダはそれぞれの下請業者が伝達された全ての情報および文書の秘密を保持する義務を負うことを保証します。
- 2.4 本サービスについて、プロバイダは個別の結果への責任を負わないものとします。
- 2.5 プロバイダが侵入テストを実施する場合は、さらに次の事項が適用されます。お客様は自身の責任において、テストの最終的な範囲をお客様の要件に従って決定するものとします。侵入テストでは時間および予算に限界があり、テスト対象の製品や IT システムの脆弱性を全て明らかにすることはできません。また、セキュリティを取り巻く環境は絶えず変化しており、侵入テストの時点では可視化されていない新たな脆弱性や欠陥が発見される可能性もあります。侵入テストの業務に、製品または IT システムの脆弱性を排除する作業は含まれません。お客様の要望があった場合、プロバイダの裁量において、プロバイダはかかる脆弱性の排除に関する追加提案を行うかどうか検討します。
- 2.6 プロバイダが指定する納品日および履行日は、プロバイダが書面で法的拘束力を有すると明示している場合にのみ、法的拘束力を有するものとします。納品および履行についての期限は、書面で明示的に同意されている場合にのみ法的拘束力を有するものとします。合意された納品日やマイルストーンの開始および遵守は、特に機器、文書、許可、調査報告、およびその他必要な情報の提供、ならびに同意された支払条件の遵守に関するお客様の協力義務の履行に依存します。お客様の協力義務が適切または適時に履行されない場合は、適宜期限を延長するものとします。

2.7 コンサルティング業務の結果を納入する場合の引渡しおよび価格は、インコタームズ®2020の「DAP (Delivered At Place: 仕向地持込渡し)」条件に基づくものとします。またはデジタル形式で納入するものとします。

2.8 納入期限の不履行の原因が、戦争または類似の紛争、テロリストによる攻撃、伝染病・感染症/世界的流行病、輸入・輸出制限等（プロバイダのサプライヤーや下請業者に影響を与える事由を含みます。）、プロバイダが責任を負うことのできない不可抗力事由またはその他妨害事由である場合、合意された納入期限は、かかる支障が生じている期間に応じて延期されるものとします。この定めは、プロバイダまたはプロバイダのサプライヤーが関連する可能性のある労働紛争にも適用されます。本サービスが遅延および/または利用不能となった場合には、プロバイダは速やかにお客様に通知するものとします。

3. 作業および/またはサービスの変更

3.1 合意された作業および/またはサービスの提供中に、お客様からそれらの変更が提案された場合、プロバイダはそうした変更が可能であるか、およびこれが特に合意された契約の日程および対価に及ぼす影響について、合理的期間内にお客様に通知するものとします。

3.2 変更要請がプロバイダによる詳細な調査を伴うものである場合、プロバイダはお客様に対し、この詳細な調査に予想される期間および経費を通知し、実現の見通しに関する暫定的評価を提示し、特に合意された契約の日程および対価に及ぼす影響があればそれらの概要を説明するものとします。

3.3 変更手続きの進行中において、プロバイダは継続して契約上の作業および/またはサービスを提供するものとします。ただし、お客様がプロバイダに対し、作業および/またはサービスの変更を決定するまで、もしくは両当事者がかかる変更要請の詳細な調査あるいは変更要請自体に関して別途合意に達するまでその作業を停止または制限する必要性を書面で通知した場合はこの限りではありません。

4. 作業成果

4.1 作業成果物とは、文書、プロジェクト図面、プレゼンテーション資料、関連する原案など、プロバイダがお客様のために個別に制作した全ての成果物を指します。お客様は、同意された対価を全額支払った時点で、著作権保護が可能な作業成果物に

して期間無制限の非独占的使用権を与えられます。お客様は、作業成果物の複製および編集、他の表示形式への変換ならびにその他のあらゆる変更、継続および補完を行う権利を有します。

4.2 個々の事例で第三者の製品、特に第三者のソフトウェアがプロバイダによって統合および供給される場合は、この点に特化した利用規約を適用することができ、これを提案書/個別契約書の附属書として本取引条件の一部を成すものとします。

4.3 別段の同意がない限り、お客様はプロバイダの書面による事前の許可なく、作業成果物をサブライセンスする権利を有しません。

4.4 作業成果物がソフトウェアの場合は、納品物にオブジェクトコードのソフトウェアコピーが含まれるものとします。

4.5 付与される権利の種類に関わらず、プロバイダは

a) 同等の機能を備えた同様の作業成果物を作成すること、および

b) 本サービスの提供に際して習得したノウハウを制約なく継続使用する権利を有します（第 10 条に基づく守秘義務に影響が及ぶことはありません）。

4.6 作業成果物にオープンソースソフトウェアコンポーネントが含まれる場合、プロバイダはお客様に対しその旨を通知し、対応するオープンソースソフトウェアコンポーネントおよび適用されるオープンソースソフトウェアライセンス条件のリストを提示するものとします。お客様は、第 4 条第 1 項に規定される範囲でオープンソースソフトウェアコンポーネントを使用する権利を有します。この権利を超過してのいかなる使用（オープンソースソフトウェアコンポーネントの第三者への譲渡など）も、お客様がオープンソースソフトウェアのライセンス条件を受け入れ、その結果オープンソースソフトウェアコンポーネントの各ライセンサーから直接、必要な権利を取得することを条件に許可されます。この場合、オープンソースソフトウェアコンポーネントの使用には、それぞれのオープンソースソフトウェアのライセンス条件のみが適用されます。

4.7 作業成果物の一部であるオープンソースソフトウェアコンポーネントのオープンソースソフトウェアライセンス条件にソースコードの提供義務が含まれる場合、プロバイダは、お客様の要望に応じて、使用および譲渡に適切な手段を用い合理的な期間内でオープンソースソフトウェアライセンス条件に従ってソースコードをお客様の利用に供します。

5. 報酬、支払期日

- 5.1 合意される対価は間接税、特に取引高税、物品サービス税、消費税および地方消費税、売上税、その他物品サービスにかかる税等、およびそれらに対する全ての追徴金ならびに付加税を除外しますが、それらに限定はされません。かかる租税が適用される場合には、それらはお客様の追加負担とします。
- 5.2 契約締結後、特に団体協約への対応等での賃金コストの変化や資材価格の変動によってコストが上昇した場合、プロバイダは、契約締結日と納品日の間に4カ月以上の間隔が空いていることを条件に、適宜価格を変更する権利を留保します。プロバイダは、お客様からご要望を受けた場合、その価格変動を証明する資料をお客様に提示するものとします。
- 5.3 対価が作業時間に基づいて合意された場合、プロバイダはお客様に対し、前月の作業時間または作業日の一覧表を毎月提供し、これらを基に請求するものとします。合意された対価が定額の場合は、支払いは別途合意された支払日程に基づいて行われるものとします。かかる支払日程の合意がなかった場合は、a) 契約締結時、b) 最初の納品時、c) 検収可能になった時、およびd) 検収完了と同時に対価が4分割の上それぞれ支払われるものとします。
- 5.4 プロバイダによる本サービスの提供に必要な旅費は本サービスの合意された対価に含まれておらず、個別に請求するものとします。
- 5.5 プロバイダからお客様に請求書が発行された時点でお客様の支払い義務が発生するものとし、プロバイダからの全ての請求書に対する支払いは、いかなる控除もなく、プロバイダが指定する銀行口座に、請求日の翌月末までに行われるものとします。プロバイダの口座に請求額が入金された日は、支払期間の遵守の有無を判断する際に用いられます。
- 5.6 支払遅延が発生した場合、プロバイダは、法定金利にて遅延利息を請求する権利を有するものとします。これにより、プロバイダがお客様に対する損害賠償を請求するその他の権利が影響を受けることはありません。プロバイダは、代金引換払い、口座引落し等による同時払い、または前払いが行われることを前提として納品する権利を有するものとします。
- 5.7 プロバイダはさらに、支払額を日付の最も古い未決済の売掛債権で相殺する権利を有するものとします。

5.8 お客様が反対債権を有する場合、その反対債権に異議が申し立てられていない、または最終的で法的拘束力を有する判決により反対債権が認められた、あるいは係属中の訴訟において反対請求が決定されることとなった場合に限り、お客様は支払いを留保するかまたは支払いをその反対債権と相殺する権利を有するものとします。

5.9 プロバイダは、契約の締結後に、お客様の支払能力不足によりプロバイダの債権が危険にさらされる可能性があることを知った場合、前払いまたは担保の提供が行われている部分のみのサービスを履行する権利を有し、プロバイダが設定した前払いまたは担保提供期限の経過後に当該契約を解除する権利を有するものとします。

6. お客様の協力および情報提供義務

6.1 明示的に契約の一部とされなかった仕様や要件については、お客様自らがそのリスクを負うものとします。疑義がある場合、お客様は契約の締結前にプロバイダまたは第三者の専門家から助言を得る必要があります。

6.2 お客様は、合理的な協力的行動により、プロバイダの作業および/またはサービスをサポートする必要があります。お客様はプロバイダに対し、サービスの提供および/または履行に関連するあらゆる事実について情報提供を行う義務を負うものとします。プロバイダは、お客様からプロバイダに提供されるデータ、情報またはその他のサービスの完全性および正確性に関して確認または検証する義務を負わないものとします。ただし、かかる検証が両当事者間で契約上の義務として明示的に同意されている場合はこの限りではありません。お客様が提供する情報または文書が誤りを含む、不完全、および不明瞭または客観的に実行不能と判明した場合、お客様はプロバイダによる通知後直ちに必要な訂正および/または修正を実行するものとします。お客様は、お客様が提供した資機材、サービスや情報のいかなる不良または不具合も、プロバイダの通知に基づき遅延なく解決させるか、あるいは解決されるよう図るものとします。特に、お客様はこれらに必要な情報およびデータをプロバイダに無償で提供し、プロバイダの従業員が営業時間中の営業所に立ち入ることを必要な範囲で許可するものとします。また、かかる作業および/またはサービスがお客様の営業所で提供される場合、お客様はワークステーション、コンピュータ、電話、インターネット接続、プリンターなどの作業資機材を合理的な範囲で提供するものとします。

- 6.3 本サービスに関するソフトウェアに対応する十分な規模のハードウェアおよびソフトウェア環境の準備については、お客様が全責任を負うものとします。お客様は、作業成果物を使用前に徹底的に試験し、欠陥がないこと、および該当する場合は既存のハードウェアおよびソフトウェア構成で使用可能であることを保証するものとします。
- 6.4 お客様はプロバイダに対し、トラブルシューティングや修正のために、プロバイダによる選択に従って、直接および／または遠隔アクセスによる作業および／またはサービスへのアクセスを行うことを許可するものとします。
- 6.5 お客様は、ソフトウェアが全部または一部適切に動作しない場合の合理的な予防策（日常的なデータバックアップ、故障診断、データ処理結果の定期チェックなど）を講じるものとします。お客様による事前の明示的な問い合わせがない限り、プロバイダは触れる可能性のあるお客様のすべてのデータが（バックアップ等により）保護されていると見なすものとします。
- 6.6 作業成果物上の表示、特に著作権表示、商標、シリアル番号等のマークを除去、変更または消去してはいけません。
- 6.7 プロバイダは、侵入テスト中にお客様および第三者の秘密データにアクセスする場合があります。そのため、お客様は侵入テストに先立ってかかる第三者から必要な全ての確認書を取得し、プロバイダの要請があればそれらをプロバイダに提出する責任を負います。お客様はプロバイダに対し、侵入テスト中に必要な手段への明示的な同意を与えるものとします。これには特に、必要に応じてお客様指定のシステムで予想されるアクセス制限を乗り越える、および／または非公開のデータを転送する、および／またはデータ処理システムの電磁放射を用いることによるプロバイダのデータアクセスを含みます。
- 6.8 お客様による契約内容の不履行、すなわちお客様が前述の協力および情報提供義務を果たさなかったことにより、プロバイダの作業および／またはサービスの提供に支障が生じた場合、プロバイダはその結果に対して（あらゆるサービスクレジットを含めて）一切責任を負いません。お客様が協力、協調または資機材提供の義務の全部または一部に従わず、結果的に遅延や追加支出が生じた場合、プロバイダは合意された期日および／またはマイルストーンを調整し、かかる遅延または不履行に起因する損害および追加経費を請求する権利を有するものとします。延長期間は、契約外の協力の遅延およびその結果生じるその他

の一時的影響（必要な準備期間の検討など）の長さにより決定されます。

- 6.9 お客様はプロバイダに対し、本第6条の義務のお客様の不履行または履行遅延に基づいてプロバイダに生じる一切の経費を弁済するものとします。ただし、お客様の制御の範疇を超える事由によるものである場合はこの限りではありません。また、プロバイダが法的に権利を有する救済および請求に影響が生じることはありません。

7. 保証

7.1 プロバイダまたは第三者の見解において、作業成果物が第三者の権利を侵害する場合、プロバイダは、自己の裁量において、申し立てられた、または推定された権利の侵害を是正するために、合意された機能を維持しながらこれらの作業成果物を交換または修正する権利を有します。

8. 賠償責任

- 8.1 プロバイダは、本サービスに関し、プロバイダ側の故意による損害、およびプロバイダ側の法律上の代表者または役員の重過失による損害が発生した場合に、お客様に対し、かかる損害を賠償する責任を負うものとします。プロバイダは本サービスに関し、お客様に対してその他一切の賠償責任を負わないものとします。
- 8.2 本取引条件に起因または関連してプロバイダからお客様に支払われるべき損害賠償の額は、当該損害の原因となった個別契約に基づきお客様が支払う代金または料金の額を上限とします。適用法により禁止されていない限り、本取引条件に定める保証は、プロバイダまたはプロバイダのサプライヤーもしくは下請業者の側における第三者の権利不侵害および商品性もしくは特定目的適合性の黙示の条件または保証を含め、あらゆる明示、黙示または制定法上の条件または保証に代わるものです。排除することのできない黙示または制定法上の一切の保証は、本取引条件に定める明示の保証の有効期間（期間に明記が無い場合の請求期間は本サービスの提供から12か月間）に限定されます。プロバイダは、間接損害、付随的損害もしくは派生的損害、使用機会もしくはデータの喪失、逸失利益または事業の中断などのいかなる損害についても、その主張される損害が保証、不法行為（過失および厳格責任を含みますが、人身傷害を除きます）、契約または免責に基づくか否かにかかわらず責任を負いません。本項の規定は本取引条件の他の規定に優先するものとします。

- 8.3 お客様側の寄与過失は考慮の対象とします。
- 8.4 上述した責任の制限は、プロバイダの従業員、代表者および／または組織の個人的責任にも適用されるものとします。
- 8.5 お客様は、プロバイダが侵入テストの提供に関連して第三者から受けるあらゆる請求について損害を補償するものとします。これは、特に知的財産権、著作権および／または著作者人格権違反に由来する第三者の請求、ならびにかかる請求の弁護あるいは刑法および／または行政法に基づく申し立てに対する弁護により発生した費用および経費に対して適用されます。
- 8.6 侵入テストは、テスト対象製品またはITシステムの損傷や破壊（データ損失、システム障害、操作上の混乱、製品の破壊）を引き起こす可能性があります。このため、動作中のITシステムに対する侵入テストは、お客様の明示的な注文があった場合にのみ実施されます。プロバイダは、製品の破壊、製品またはITシステムの故障あるいはデータの損失について責任を負いません。お客様は、第三者のあらゆる請求、ならびにかかる請求に対する弁護に要する費用および経費によってプロバイダが受ける損害を補償するものとします。

9. 照会リスト

別段の明示的な合意がない限り、プロバイダは、お客様の名称および企業ロゴをその照会リストに含め、このリストを第三者に提供し、広告目的で公表する権利を有します。お客様は、将来的に事実上いつでもかかる使用に異議を唱えることができます。ただし、プロバイダは、お客様がかかる使用に異議を唱えた時点ですでに公表済みの広告を回収または変更する義務を負いません。

10. 秘密保持

- 10.1 各当事者は、他方当事者の情報およびその他の資料、特に業務プロセス、取引関係、およびノウハウ（以下、「秘密情報」）を秘密扱いとし、第三者が入手できないようにする責任を負います。この意味における第三者に、ETAS GmbHの子会社および関連会社、および適宜守秘義務の対象となるプロバイダの下請業者は含まれません。両当事者は秘密情報保護のために、同様の重要性を持つ各自の秘密情報を保護する場合と同程度の（ただし少なくとも合理的な範囲の）注意を払う必要があります。
- 10.2 第10条第1項に基づく守秘義務は、a) 受領当事者が開示当事者による開示前に既に合法的に所有していた、b) いかなる義務違反もなく公知となった、または公知となる、c) 受領当事者が

守秘義務のない第三者から合法的に受領した、d) 開示当事者により守秘義務のない第三者に開示された、e) 受領当事者が秘密情報とは無関係に開発した、f) 法令により開示する必要がある、g) 開示当事者から事前に書面による許可を取得した後に開示することが許可された秘密情報には適用されません。

- 10.3 プロバイダがコンサルティングサービスを提供する場合、両当事者およびそれらの子会社および関連会社（プロバイダの場合、ETAS GmbHの子会社および関連会社）が、コンサルティング業務の枠内およびその機会にて、いずれかの当事者により入手されたすべての新しい知識、特に他方当事者の業務プロセスにおける手順、手続きおよび環境に関する知識（「成果物」）を利用する権利は、存在し得るいかなる守秘義務および権利譲渡／付与ならびにそれらの制限よりも優先されるものとします。既存のノウハウが両当事者による成果物の開発に不可欠である場合に限り、両当事者および両当事者の子会社および関連会社（プロバイダの場合、ETAS GmbHの子会社および関連会社）はこの枠内かつこの目的のみで、既存のノウハウの相互利用を許諾します。

11. 契約の終了

- 11.1 固定期間に関する合意がない限り、いずれの当事者も、暦四半期終了3カ月前までの通知により本取引条件を解除することができます。
- 11.2 お客様が契約違反を犯した場合、特に支払いを遅延した場合、プロバイダは、その他全ての契約上または法令上の権利に関わらず、合理的な猶予期間後にいかなる通告もなく本取引条件を解除する権利を有します。
- 11.3 解約は書面／電子メールで通知し行うものとします。

12. 輸出管理および税関

- 12.1 いずれの当事者も本取引条件において、外国貿易法（禁輸措置およびその他の制裁措置を含む国内ならびに国際的な（再）輸出管理および関税規制を含みますが、これに限定されません）によってその履行が禁じられ、又は損なわれる限りにおいて、その義務の履行を拒否する権利を有します。ここに述べる外国貿易法とは、その定めるところに従い本取引条件に適用される法をいいます（以下、「外国貿易法」といいます）。そのような場合、外国貿易法によりその履行が禁じられる、又は損なわれる当事者は本取引条件を解除することができるものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本取引

条件全体が解除されるものとします。

- 12.2 ライセンス取得、認証、その他類似の手続き、または他の外国貿易法による手続き（以下「認証」といいます。）に関して、本取引条件に基づく義務の履行に遅延が生じた場合、かかる義務の履行期限は、遅延期間に応じて延長あるいは変更され、いずれの当事者もかかる遅延に関して責任を負わないものとします。申請を提出してから 12 か月以内に当局による認証が拒否または付与されなかった場合、当局による認証が契約の履行条件である場合に限り、いずれの当事者も、契約を解除する権利を有するものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本取引条件全体が解除されるものとします。
- 12.3 外国貿易法により本第 12 条第 1 項に基づく履行の禁止または妨害が発生した場合、または第 12 条第 2 項に基づく遅延が発生した場合、いずれの当事者もその理由を不当な遅延なく他方当事者に通知するものとします。
- 12.4 プロバイダの要望により、お客様は、該当する外国貿易法を遵守するために必要である、あるいは当局が要請する情報および書類を提供するものとします。かかる義務には、最終顧客/ユーザー、目的地、製品およびサービスの最終用途に関する情報の提供が挙げられますが、これらに限定されません。お客様が合理的な期間内にそのような情報を提供しない場合、プロバイダの裁量により、本取引条件に基づく義務の履行を拒否する、あるいは契約を解除する権利を有するものとします。
- 12.5 お客様が製品およびサービスを第三者（特にお客様の関連会社）に提供する場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するものとします。お客様がこの義務に違反した場合、プロバイダは本取引条件に基づく義務の履行を拒否し、正当な理由で契約を解除する権利を有するものとします。
- 12.6 適用される法律上許容される範囲において、プロバイダは、本取引条件に基づく義務履行の拒否または本第 12 条第 1 項、第 12 条第 2 項、第 12 条第 4 項、および第 12 条第 5 項に基づく契約の終了に関連する、またはそれに起因する一切の請求に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 12.7 12.7.1 国境を越えてプロバイダに製品を配送する場合、お客様は、出荷に関する完全かつ正確な輸入税関申告を行う目的で、商業送り状および納品書などの、必要なすべての書類と情報をプロバイダに提供する義務を有します。プロバイダへの無償配送の場合、お客様は、プロフォーマインボイスにて公正な市場価格を申告し、「通関目的のみ」と注記を記す義務があります。かかる価格には、ハードウェアやソフトウェアなど、商品のすべてのコンポーネントが含まれている必要があります。

12.7.2 納品書または見積書に別段の明示的な合意がない限り、国境を越えてソフトウェア、テクノロジー、またはその他のデータ（地図データなど）を提供する場合は、電子的手段（電子メールまたはダウンロードなど）によってのみ実行されるものとします。組み込みソフトウェア（ハードウェア上でフラッシュされるソフトウェア）の提供については、本条項は適用されないものとします。

13. 一般規定

- 13.1 法令で認められる限り、管轄裁判所は東京地方裁判所とします。ただし、プロバイダはお客様に対し、自らの所在地またはサービスの提供地にて訴訟を起こすことができるものとします。
- 13.2 本取引条件ならびにこのプロバイダおよび顧客間関係に関する一切の合意は、日本法に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用は、明示的に排除されます。
- 13.3 ある規定が無効となった場合でも、残りの規定の効力には影響が及ばないものとします。この場合には、元の無効な規定の商業的目的に最も近似する許容可能な合意により無効な規定を置き換えるものとします。